

昭和三十四年大蔵省令第四十三号

接収貴金属等の処理に関する法律施行規則

接収貴金属等の処理に関する法律を実施するため、及び接収貴金属等の処理に関する法律施行令の規定に基き、接収貴金属等の処理に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

この省令において「接収」、「保管貴金属等」又は「接収貴金属等」とは接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号。以下「法」という。)第二条に規定する接収、保管貴金属等又は接収貴金属等を、「被接収者」とは法第五条に規定する被接収者をいう。

2 この省令において「返還済接収貴金属等」とは、法の施行前に返還を受けた接収貴金属等で当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡す原因となつたものをいう。

2 (返還請求書の提出)  
式第一号の代替地金返還請求書を大蔵大臣に提出して行わなければならない。

(返還請求書に添付する書類)

第三条 前条の接収貴金属等返還請求書又は代替地金返還請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。  
一 返還請求者の戸籍又は住民票の謄本又は抄本(返還請求者が法人である場合には、その法人の登記簿の謄本又は抄本)  
二 別紙様式第三号の印鑑届出書

三 法第五条第一項の規定により接収貴金属等の返還の請求をする場合には、当該接収貴金属等を接収されたことを明らかにする書類

四 法第五条第一項の規定により金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したことを明らかにする書類、返還済接収貴金属等を接収されたことを明らかにする書類

五 法第五条第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求をする場合には、当該金又は銀の地金について旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡しに関する法律(昭和二十三年法律第百十九号)第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により國に納付した金額を記載した書類、返還済接収貴金属等を接収されたことを明らかにする書類並びに当該返還済接収貴金属等の返還を受けたことを明らかにする書類

六 法第五条第一項、第二項又は第三項の規定により返還の請求をする者が被接収者の相続人である場合には当該相続人であることを明らかにする戸籍の謄本又は抄本、当該被接収者の権利義務を承継した法人である場合にはそのことを明らかにする登記簿の謄本又は抄本

七 法第五条第四項の規定により接収貴金属等の返還の請求をする場合には、当該接収貴金属等が接収されたことを明らかにする書類及び返還請求者が当該接収貴金属等の所有者であることを明らかにする書類

八 返還の請求に係る接収貴金属等について法第十六条第三項本文又は同項ただし書に該当する事情がある場合には、それぞれそのことを明らかにする書類

九 返還の請求に係る接収貴金属等が法第二十条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者(その者が社団法人金銀製品商連盟である場合には、社団法人金銀運営会)の所有に属していたものである場合には、そのことを明らかにする書類

2 大蔵大臣は、特別な理由があると認めるときは、前項の規定により添付すべき書類について、その添付を省略させ、又はこれに代るべき書類の添付をさせることができる。(総重量を認定するもの)

第四条 接収貴金属等の処理に関する法律施行令(昭和三十四年政令第百八十八号。以下「令」という。)第四条に規定する大蔵省令で定めるものは、接収貴金属等のうち、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が被接収者に交付した受領書、連合国占領軍が作成した接収貴金属等に関する記録その他の記録において、接収貴金属等に関する記載が総重量によりされているものとする。(納付金の納付手続)

第五条 法第十六条の規定による納付金(以下「納付金」という。)は、第六条に規定するもの除き、別紙様式第四号の納付書により、日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。)に対して納付しなければならない。

第六条 大蔵大臣は、納付金のうち法第九条第三項(法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により返還する売却代金(以下「売却代金」という。)に係るものについては、当該売却代金を返還する際に当該売却代金から控除するものとする。

2 大蔵大臣は、令第六条又は令第七条第二項の通知をするときは、前項の規定により控除する金額をあわせて通知するものとする。

第七条 大蔵大臣の指定する職員は、令第六条又は令第七条第二項の通知があつたときは当該通知に係る事項(前条第二項の通知に係る事項を含む。)を、令第十条第二項の承認があつたときは当該承認に係る同条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を歳入徵收官に通知するものとする。

(物納申請書の提出)  
第八条 第一条第一項の規定により納付金の全部又は一部を返還に係る保管貴金属等で納付しようとする者は、別紙様式第五号の保管貴金属等物納申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

(返還のための引渡)

第九条 大蔵大臣は、法第八条から第十条までの規定により返還することとなつた保管貴金属等又は売却代金を引き渡すときは、あらかじめ指定した場所において、次の各号に掲げる書類の提示を求め、かつ、第三条第一項第二号に掲げる印鑑届出書に押された印鑑と同一の印鑑を押された領收書と引きかえに行うものとする。

一 法第十二条の通知に係る書類(保管貴金属等又は売却代金の返還について異議申立てがあつた場合において当該異議申立てについての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十条第三項に規定する決定があつたときは、当該決定に係る書類を含む。)

二 保管貴金属等の返還を受ける者が納付金を納付すべき者であるときは、当該納付金を納付したことを明らかにする書類  
 三 法第六条第一項に規定する権利者以外の者に保管貴金属等又は売却代金を引き渡すときは、その者が正當に権利行使することができる者であることを明らかにする書類  
 (物納貴金属等収納済書)

**第十一条** 令第十条第四項に規定する物納貴金属等収納済書は、別紙様式第六号によるものとする。

(保管貴金属等物納簿)

**第十二条** 大蔵大臣は、別紙様式第七号の保管貴金属等物納簿を備え、これに納付金の全部又は一部を返還に係る保管貴金属等で納付された額、当該保管貴金属等の重量その他必要な事項を記載しなければならない。

(請求書等の経由)

**第十三条** 第二条及び第八条の規定により提出すべき書類は、返還請求者の住所又は居所(官署の長が返還請求者である場合は、その官署の所在地)を管轄する財務局(当該住所又は居所が、福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局、本邦(令第三条に規定する地域を除く。)以外の地域であるときは関東財務局)を経由して二通提出しなければならない。

附 則 抄

この省令は、昭和三十四年六月一日から施行する。

2 1 接收貴金属等の数量等の報告に関する法律の施行に関する省令(昭和二十七年大蔵省令第九十九号)は、廃止する。

附 則 (昭和三七年一〇月一日大蔵省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政手続の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令による改正前の規定は、この省令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この省令の施行後も、なお従前の例による。この省令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの省令の施行前に提起された訴願等につきこの省令の施行後される裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

附 則 (昭和五六年三月二〇日大蔵省令第三号)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月二二日大蔵省令第三六号)

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

## 様式第1号(日本工業規格 B 列4)

## 接収貴金属等返還請求書(正・副)

年 月 日

大蔵大臣

殿

住所又は居所  
職業又は業種  
氏名又は名称  
電話番号  
請求事務担当者氏名

(印)

接収貴金属等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号。以下「法」という。)第5条第1項又は第4項の規定により、次のとおり接収貴金属等の返還を請求します。

## 1 接収の請求をする接収貴金属等

別表「返還の請求をする接収貴金属等」(計 枚)のとおり。

## 2 接収の時期及び場所

## 3 連合国占領軍接収担当官の所属機関、身分及び氏名

## 4 接収の状況

## 5 返還請求者が接収貴金属等の全部又は一部について所有者でない場合には、所有者の住所又は居所、職業又は業種、氏名又は名称及び返還請求者との関係

## 6 返還請求者が被接収者でない場合には、その旨及びその者がこの返還請求書を提出する理由並びに被接収者の接収時及び現在における住所又は居所、職業又は業種及び氏名又は名称

## 7 接収時からこの返還請求書を提出する時までの間において名称変更、法人成、法人の合併等があつた場合には、その年月日及び事実

## 8 接収された貴金属等を取得した経緯(法第16条第3項又は法第20条第1項に該当する事情がある場合には、当該事情を含む。)

## 9 その他接収の事実の確認に關し参考となる事項

## 10 添付書類の種類及び枚数

## (記載上の注意)

- 1 この返還請求書は、請求者の住所又は居所を管轄する財務局（当該住所又は居所が、福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局）を経由して大蔵大臣あてに2通提出すること。
- 2 この返還請求書は、接収の時期又は場所が異なるごとに別個に作成すること。ただし、接収が同一の場所において一定期間にわたり継続して行われた場合には、1件の請求書としてもさしつかえない。
- 3 返還請求書のうち1通を正本とし、これに接収担当官の発給した受領書その他の証拠資料の原本又はその写真を添付することとし、副本にはこれらの証拠資料の写を添付すること（標題末尾の正・副のうち該当しないものを消すこと）。
- 4 支店、出張所等で接収された貴金属等については、本店又は本社でまとめて返還請求書を提出すること。
- 5 返還請求者が法第5条第6項に規定する官署の長であるときは、「住所又は居所」、「職業又は業種」及び「氏名又は名称」の欄には、それぞれ当該官署の所在地、官職及び氏名を記載すること。
- 6 4の記載欄には、接収の状況、接収担当官の発給した受領書の有無その他接収の経緯を記載すること。
- 7 返還請求者が接収貴金属等の全部又は一部について所有者でない場合には、5の記載欄に所有者別の所要事項を列記し、所有者名の前に、それぞれの所有に係る分を記載した別表の葉番号を記載すること。
- 8 被接収者の相続人が返還の請求をする場合には、6の記載欄に被接収者（被相続人）の接収における住所及び氏名を記載すること。
- 9 被接収者の相続人が返還の請求をする場合において当該相続人が2人以上あるときは、これらの相続人の代表者1名が返還請求書を提出すること。この場合には、他の相続人の委任状を添付すること。
- 10 各記載欄に該当事項がないときは「該当事項なし」、不明のときは「不明」と記載すること。
- 11 別表「返還の請求をする接収貴金属等」の記載は、同表の「記載上の注意」によること。

## 様式第1号別表(日本工業規格B列4)

返還の請求をする接収貴金属等( )

## 第葉

種類	形状	個数	重量及び品位				備考
			総量	品位	純量		

(記載上の注意)

## 1 一般事項

- (1) この表は、所有者別に作成するものとし、所有者が2人以上あるときは、同一書式による総括表を附し、通し番号を附すこと(この表の標題末尾の括弧内には、「総括表」又は「何某所有分」と記載すること)。
- (2) この表には、貴金属等の品位又は重量が異なるごとに原則として別行に記載するが、品位又は重量の異なるものが多数あるときは、別に明細表を附して、その個数、総量及び純量の合計数量を記載してもさしつかえない。
- (3) 各記載欄に該当事項がないときは「該当事項なし」、不明のときは「不明」と記載すること。

## 2 「種類」の欄

- (1) この欄には、次の区分によつて、該当するものだけを該当番号を附して記載すること。

- ① 金の地金
- ② 本邦金貨
  - ④ 新金貨
  - ⑤ 旧金貨
- ③ 本邦古金貨
- ④ 外国金貨
- ⑤ 銀の地金
- ⑥ 本邦銀貨
- ⑦ 本邦古銀貨
- ⑧ 外国銀貨
- ⑨ 白金の地金
- ⑩ 白金族(白金を除く)の地金
- ⑪ 合金の地金
- ⑫ ダイヤモンド(工業用)
- ⑬ ダイヤモンド(装飾用)
- ⑭ その他の貴石類
- ⑮ 貴金属又は貴石類の製品
  - ④ 金の製品
  - ⑤ 銀の製品
  - ⑥ 白金の製品
  - ⑦ 合金の製品
  - ⑧ 貴石類の製品
  - ⑨ 貴金属及び貴石類の製品
  - ⑩ その他

- (2) 「地金」には、塊のほか、板、線、管、棒、粉、スクラップ等の形状を有するものを含めること。
- (3) 「新金貨」とは、明治30年以降の年号が附され、かつ、錦旗の模様のない20円、10円及び5円の各金貨をいい、「旧金貨」とは、明治3年から明治30年までの年号及び錦旗の模様のある20円、10円、5円、2円及び1円の各金貨をいう。  
新金貨及び旧金貨以外の本邦金貨は、本邦古金貨として整理すること。
- (4) 「⑩白金族(白金を除く。)の地金」についてはルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの別を、「⑪合金の地金」及び「⑯の②合金の製品」については含有貴金属の種類を、「⑫その他の貴石類」についてはたとえばルビー、サファイヤ等のように他の貴石類の名称を、「⑯の④貴石類の製品」及び「⑯の⑤貴金属及び貴石類の製品」についてはたとえばダイヤモンド工具、ダイヤモンド付金指輪等のように貴金属又は貴石類の製品の名称をあわせて記載すること。

### 3 形状の欄

- (1) 地金については、塊、板、線、管、棒、粉、スクラップ等の別を記載すること。
- (2) 貨幣については、額面、発行年及び外国貨幣にあたつてはその発行国を記載すること。
- (3) 「⑩ダイヤモンド(工業用)」についてはその用途を、「⑪ダイヤモンド(装飾用)」については色、カットの形等を記載すること。

### 4 「重量及び品位」の欄

- (1) 「総量」及び「純量」の欄には、貴金属についてはグラム単位で、貴石類についてはカラット単位で記載すること。
- (2) 液状、粉状又は粒状のもの、金属くず等については、総重量を「総量」の欄に記載すること。
- (3) 合金については、「品位」の欄には含有貴金属の組成比率を、「純量」の欄にはそれぞれの含有貴金属の重量を記載すること。
- (4) ダイヤモンドその他貴石類について等級が判明しているときは、「品位」の欄にその等級を記載すること。

### 5 「備考」の欄

この欄には、接收貴金属等に附された記号、番号そのほか他の物と識別するのに役立つ特徴を記載すること。

### 6 その他

2の(1)の①から⑯までに掲げる接收貴金属等以外の接收貴金属等については、種類の区分を「⑯その他」として整理し、以上の記載要領に準じて適宜記載すること。

## 様式第2号(日本工業規格B列4)

## 代替地金返還請求書(正・副)

年 月 日

大蔵大臣

殿

住所又は居所  
職業又は業種  
氏名又は名称  
電話番号  
請求事務担当者氏名

(印)

接收貴金属等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号。以下「法」という。)第5条第2項又は第3項の規定により、次のとおり代替地金(法第2条第3項第3号及び第4号に掲げる金及び銀の地金をいう。)の返還を請求します。

## 1 返還の請求をする代替地金

種類	形状	個数	重量及び品位			備考
			総量	品位	純量	
			グラム		グラム	

2 代替地金を連合国占領軍に引き渡すこと又は代替地金に係る納付金を貴金属特別会計に納付することについて大蔵省から通知を受けた時期

3 代替地金に係る代金又は納付金を貴金属特別会計に納付した時期及び金額

4 法施行前に返還を受けた接收貴金属等で1の記載欄に記載した代替地金を連合国占領軍に引き渡す原因となつたもの(以下「返還済接收貴金属等」という。)  
別表「返還済接收貴金属等」(計 枚)のとおり。

5 返還済接收貴金属等が接收された時期及び場所

6 返還済接收貴金属等を接收した連合国占領軍接收担当官の所属機関、身分及び氏名

7 返還済接收貴金属等の返還を受けた時期

8 返還済接收貴金属等の接收時からこの返還請求書を提出する時までの間に商号変更、法人成、法人の合併等があつた場合には、その年月日及び事実

9 その他返還済接收貴金属等の返還又は代替地金の連合国占領軍への引渡若しくは代替地金に係る納付金の納付について参考となる事項

10 添付書類の種類及び枚数

## (記載上の注意)

- 1 この返還請求書は、請求者の住所又は居所を管轄する財務局（当該住所又は居所が、福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局）を経由して大蔵大臣あてに2通提出すること。
- 2 この返還請求書は、代替地金を連合国占領軍に引き渡すこと又は代替地金に係る納付金を貴金属特別会計に納付することについて大蔵省から通知を受けた時期が異なるごとに別個に作成すること。
- 3 返還請求書のうち1通を正本とし、これに代替地金に係る代金又は納付金を貴金属特別会計に納付したことを明らかにする書類、返還済接收貴金属等の接收を受けたこと及びその返還を受けたことを明らかにする書類その他の証拠資料の原本又はその写真を添付することとし、副本にはこれらの証拠資料の写を添付すること（標題末尾の正・副のうち該当しないものを消すこと。）。
- 4 返還請求者が法第5条第6項に規定する官署の長であるときは、「住所又は居所」、「職業又は業種」及び「氏名又は名称」の欄には、それぞれ当該官署の所在地、官職及び氏名を記載すること。
- 5 各記載欄に該当事項がないときは「該当事項なし」、不明のときは「不明」と記載すること。
- 6 別表「返還済接收貴金属等」の記載は、同表の「記載上の注意」によること。

## 様式第2号別表(日本工業規格B列4)

## 返還済接収貴金属等

## 第葉

種類	形状	個数	重量及び品位			備考
			総量	品位	純量	

## (記載上の注意)

## 1 一般事項

- (1) この表には、貴金属等の品位又は重量が異なるごとに原則として別行に記載するが、品位又は重量の異なるものが多数あるときは、別に明細表を附して、その個数、総量及び純量の合計数量を記載してもさしつかえない。
- (2) 各記載欄に該当事項がないときは「該当事項なし」、不明のときは「不明」と記載すること。

## 2 「種類」の欄

- (1) この欄には、次の区分によつて、該当するものだけを該当番号を附して記載すること。

- ① 金の地金
- ② 本邦金貨
  - ④ 新金貨
  - ⑤ 旧金貨
- ③ 本邦古金貨
- ④ 外国金貨
- ⑤ 銀の地金
- ⑥ 本邦銀貨
- ⑦ 本邦古銀貨
- ⑧ 外国銀貨
- ⑨ 白金の地金
- ⑩ 白金族(白金を除く。)の地金
- ⑪ 合金の地金
- ⑫ ダイヤモンド(工業用)
- ⑬ ダイヤモンド(装飾用)
- ⑭ その他の貴石類
- ⑮ 貴金属又は貴石類の製品
  - ④ 金の製品
  - ⑤ 銀の製品
  - ⑥ 白金の製品
  - ⑦ 合金の製品

## ⑤ 貴石類の製品

## ⑥ 貴金属及び貴石類の製品

## ⑯ その他

(2) 「地金」には、塊のほか、板、線、管、棒、粉、スクラップ等の形状を有するものを含めること。

(3) 「新金貨」とは、明治30年以降の年号が附され、かつ、錦旗の模様のない20円、10円及び5円の各金貨をいい、「旧金貨」とは、明治3年から明治30年までの年号及び錦旗の模様のある20円、10円、5円、2円及び1円の各金貨をいう。

新金貨及び旧金貨以外の本邦金貨は、本邦古金貨として整理すること。

(4) 「⑩白金族(白金を除く。) の地金」についてはルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの別を、「⑪合金の地金」及び「⑯の③合金の製品」については含有貴金属の種類を、「⑫その他の貴石類」についてはたとえばルビー、サファイヤ等のように他の貴石類の名称を、「⑯の④貴石類の製品」及び「⑯の⑤貴金属及び貴石類の製品」についてはたとえばダイヤモンド工具、ダイヤモンド付金指輪等のように貴金属又は貴石類の製品の名称をあわせて記載すること。

## 3 形状の欄

(1) 地金については、塊、板、線、管、棒、粉、スクラップ等の別を記載すること。

(2) 貨幣については、額面、発行年及び外国貨幣にあつてはその発行国を記載すること。

(3) 「⑫ダイヤモンド(工業用)」についてはその用途を、「⑬ダイヤモンド(装飾用)」については色、カットの形等を記載すること。

## 4 「重量及び品位」の欄

(1) 「総量」及び「純量」の欄には、貴金属についてはグラム単位で、貴石類についてはカラット単位で記載すること。

(2) 液状、粉状又は粒状のもの、金属くず等については、総重量を「総量」の欄に記載すること。

(3) 合金については、「品位」の欄には含有貴金属の組成比率を、「純量」の欄にはそれぞれの含有貴金属の重量を記載すること。

(4) ダイヤモンドその他貴石類について等級が判明しているときは、「品位」の欄にその等級を記載すること。

## 5 「備考」の欄

この欄には、返還済接収貴金属等に附された記号、番号そのほか他の物と識別するのに役立つ特徴を記載すること。

## 6 その他

2の(1)の①から⑯までに掲げる返還済接収貴金属等以外の返還済接収貴金属等については、種類の区分を「⑯その他」として整理し、以上の記載要領に準じて適宜記載すること。

様式第3号(日本工業規格B列5)

印鑑届出書 (日本銀行用)	印鑑届出書 (造幣局用)
㊞	㊞
住所又は居所	住所又は居所
氏名又は名称	氏名又は名称

様式第4号（各片とも日本工業規格B列6）

納付書				領収済通知書				領収証書			
(年度区分)		納入者 (住所又は居所)		(年度区分)		納入者 (住所又は居所)		(年度区分)		納入者 (住所又は居所)	
一般会計				一般会計				一般会計			
大蔵省主管		(氏名又は名称)		大蔵省主管		(氏名又は名称)		大蔵省主管		(氏名又は名称)	
取扱庁名		大蔵省大臣官房会計課		取扱庁名		大蔵省大臣官房会計課		取扱庁名		大蔵省大臣官房会計課	
(部)	(款)	(項)	(目)	(部)	(款)	(項)	(目)	(部)	(款)	(項)	(目)
金				金				金			
納付目的 に係る 接収費金額等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号)第16条の規定による納付金の納付 年月日				納付目的 に係る 接収費金額等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号)第16条の規定による納付金の納付 年月日領取 領取者 (日本銀行取扱店名)㊞ あて先 大蔵省大臣官房会計課長室 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番地				納付目的 に係る 接収費金額等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号)第16条の規定による納付金の納付 年月日領取 領取者 (日本銀行取扱店名)㊞			

(記載上の注意)

- 1 「年度」の欄は、納付の日により区分して記載すること。
- 2 「納付目的」の欄の空欄には、接収費金額等の処理に関する法律施行令(昭和34年政令第188号。以下「令」という。)第6条の通知の日付及び番号を記載すること。  
なお、令第10条第4項の物納費金額等取納済書の交付があつたときは、当該取納済書の日付及び番号をもあわせて記載すること。
- 3 年度、年月日及び金額は、アラビヤ数字で明りよう記載すること。

## 様式第5号(日本工業規格B列4)

## 保管貴金属等物納申請書

年 月 日

大蔵大臣 殿

住所又は居所

氏名又は名称 

接收貴金属等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号)第16条第5項の規定により、下記のとおり、保管貴金属等で納付金を納付することを申請します。

## 記

- 1 法第16条第1項の規定により納付すべき金額 円
- 2 保管貴金属等で納付しようとする納付金の額 円
- 3 納付金の納付に充てようとする保管貴金属等の種類、価額その他  
他の明細 年 月 日 第 号により返還の通知を受けた  
保管貴金属等のうち別表(計 枚)に記載するもの

様式第5号別表(日本工業規格B列4)  
物納に充てる保管貴金属等の明細書

## 第 葉

種類	形状	重量及び品位			令第9条 の規定に による評価 額	摘要
		総量	品位	純量		

## (記載上の注意)

- 1 この表には、納付金の納付に充てようとする保管貴金属等につき、1個ごとの明細を記載すること。
- 2 様式第1号別表の記載上の注意は、この表の「種類」、「形状」及び「重量及び品位」の欄に記載する場合について準用すること。

様式第6号(各片とも日本工業規格B列6)  
物 納 貴 金 屬 等 収 納 濟 書

原 符		物 納 貴 金 屬 等 収 納 濟 書	
第 号	納付者	第 号	納付者
年度	(住所又は居所) (氏名又は名称)	年度	(住所又は居所) (氏名又は名称)
金	円	金	円
上記の金額に相当する別表記載の保管貴金属等を			
年 月 日 収納済			
年 月 日			
取 扱 官 吏 印			
上記の金額に相当する別表記載の保管貴金属等を			
年 月 日 収納しました。			
年 月 日			
大蔵大臣 (氏 名) 団			

(記載上の注意)

- 1 「年度」の欄には、保管貴金属等で納付金を納付することを承認した日の属する年度を記載すること。
- 2 原簿には、取扱者が押印すること。

様式第6号別表(日本工業規格B列4)  
物納に充てた保管貴金属等の明細書

## 第一葉

種類	形状	重量及び品位			収納価額	摘要
		総量	品位	純量		

## (記載上の注意)

- 1 この表には、納付金の納付に充てた保管貴金属等につき、1個ごとの明細を記載すること。
- 2 様式第1号別表の記載上の注意は、この表の「種類」、「形状」及び「重量及び品位」の欄に記載する場合について準用すること。

## 様式第7号(日本工業規格B列4)

## 保管貴金属等物納簿

納付者 住所又は居所

氏名又は名称

収納年月日 年 月 日 第 菓

種類	形状	重量及び品位			収納 価額	備考
		総量	品位	純量		

## (記載上の注意)

- 1 この帳簿は、各人別の口座を設けて整理すること。
- 2 この帳簿には、納付金の納付に充てた保管貴金属等につき、1個ごとの明細を記載すること。
- 3 様式第1号別表の記載上の注意は、この帳簿の「種類」、「形状」及び「重量及び品位」の欄に記載する場合について準用すること。